

○職業能力開発計画について

1 職業能力開発計画の概要

- (1)都道府県は、国の基本計画に基づき職業能力開発に関する基本となる計画を策定。(職業能力開発促進法第7条第1項)
- (2)現在の第8次計画は、国の第8次職業能力開発基本計画(平成18年7月25日厚生労働省)を受け、平成18年8月に策定。計画期間は平成22年度までの5年間。
- (3)各都道府県も同様に平成18年度に策定。計画期間は5年間
- (4)計画の作成及び改正には、事業主や労働者等の意見を聞く必要があるため、職業能力開発審議会を設置して計画案を審議している。(職業能力開発促進法第7条第2項)

2 計画に定めるべき事項(職業能力開発促進法第7条第3項)

- (1)技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2)職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3)職業能力の開発について講じようとする施策の基本なるべき事項

3 第8次職業能力開発計画

- (1)計画期間 H18～H22年度
- (2)主な項目
 - ①職業能力開発をめぐる社会経済の変化
 - ②計画の主要な課題
 - ③職業能力開発の基本的施策
- (3)年度ごとの数値目標の設定
 - ①第8次計画は、別紙の10項目について、計画の最終年次である平成22年度の目標値を設定している。
 - ②これをもとに、計画期間の年度ごとに数値目標を設定し、その達成状況をチェックして着実な推進を図る。
- (4)年次計画(実施計画)の策定
計画期間の年度ごとに実施計画を策定し、計画の着実な推進を図っていく。
- (5)平成22年度に重点的に取り組む施策
 - ①次に示す諸課題など職業能力開発行政をとりまく状況が変化している。
 - ・技術系高等教育訓練機関の在り方検討の必要
 - ・産短大と工業系高校の連携検討の必要
 - ・山梨県での技能五輪開催の可能性検討
 - ②これらの課題は、第8次計画に定める「職業能力の開発について講じようとする施策の基本なるべき事項」と考えられることから、調査研究を行う。

4 第9次職業能力開発計画

- (1)計画期間 平成23～27年度(5年間)。
- (2)国の職業能力開発基本計画との関連
 - ①計画策定に当たっては、国の第9次職業能力開発基本計画に示される全国的な職業能力開発の基本的方向と整合性を保つ必要がある。
- (3)ニーズ調査の実施
 - ①第9次計画策定の基礎資料として、平成22年度当初予算に調査費5,618千円を計上し、職業能力開発に関するニーズ調査を実施する。
 - ②予定している調査内容
 - ・「専門職種別労働者受給状況及び職業能力開発ニーズ調査」
 - ・「職業訓練修了生アンケート調査」
 - ・「求職者に対する意識調査」
 - ・「高等学校3年生進路希望等に関する調査」
 - ・「高等学校進路指導担当教諭意向調査」
- (4)職業能力開発審議会の開催
 - ①第9次計画策定に当たり、その計画に事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるため、職業能力開発審議会を開催し、計画案を諮っていく。
 - ②第1回の職業能力開発審議会は、6月25日に開催予定。

